

# 犯罪被害や交通事故に遭わないために

職員がご希望の場所にお伺いし、最近の事件・事故の発生状況、傾向や対策などをお話しする出前講座を行っています。

講座の内容は、特殊詐欺や自転車の乗り方など、好きなテーマについてご要望をお聞きますが、参加される方の年代やご興味等に合わせて町が設定することも可能です。

自治会やサークル等、参加される人数やお申し込み単位に制限はありませんし、町内どこへでもお伺いします。

▶対象=町内で活動する各種団体

▶問い合わせ先=地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129



## 特殊詐欺撃退機器購入費補助金のお知らせ



現在、町では特殊詐欺撃退機器購入費補助事業を行っています。特殊詐欺事件のうち高齢者の被害割合は、全体の約7割を占めています。対策として防犯機能のついた電話機を使うことが有効です。特殊詐欺撃退機器を利用して、特殊詐欺を未然に防ぎましょう。

▶対象者=上三川町に住む65歳以上の方(以下のいずれかの場合)

- ①65歳以上の方のみの世帯
- ②家族と同居しているが65歳以上の方のみとなる時間帯のある世帯

▶対象機器=特殊詐欺撃退機能のある電話機又は電話機に外部接続可能な機器(以下のいずれかの機能)

- ①電話の相手方に警告音声を発する機能、かつ、通話内容を自動録音する機能
- ②特殊詐欺等の迷惑電話を自動判別し、着信拒否又はランプ等で警告表示する機能

▶対象機器購入先=上三川町にある電気店等での購入

▶申請期限=購入した日の翌日から起算して1年以内

▶補助金額=購入費用の2分の1(上限5,000円) ※1,000円未満切捨て

▶必要書類等(申請書類は地域生活課窓口のほか、町ホームページからもダウンロードできます。)

- ・交付申請書兼実績報告書
- ・交付請求書
- ・調査同意書
- ・領収書の写し
- ・カタログ又は取扱説明書の写し
- ・振込先のわかるもの(通帳等)
- ・はんこ

▶申請方法=必要書類等をそろえて地域生活課生活係にご提出ください。

▶問い合わせ先=地域生活課 生活係 ☎0285(56)9129



## かみのかわ町おこし チャリティーカラオケ

### 前原 実歌謡教室・ジョージ倶楽部 合同発表会

日時 令和6年10月27日(日曜日) 開演 9時25分

会場 上三川町ORIGAMIプラザ(上三川いきいきプラザ南)

観覧自由 ※観覧の際にはチャリティー募金200円をお願いいたします。



## 上三川ごぼれ話 第25話 「文化祭の歴史」

今月、町の文化の祭典、文化祭が開催されます。今年で60回の節目を迎える文化祭の歴史を振り返ってみましょう。

昭和30（1955）年に現在の上三川町が誕生して以来、町民の文化芸術に寄せる意識は、決して高いものではありませんでした。当時の文化関係のグループは、吟詠愛好会・文芸グループ泉会・菊花愛好会の3団体のみでした。こうした状況下で様々な文化団体が誕生するきっかけとなったのが、文化祭でした。

第1回文化祭は、昭和40（1965）年11月10日から11日の2日間、町役場にて行われました。写真展や書道展・絵画展・演芸展などのほか、服飾コンクールや菊花展・盆栽展といった現在は行っていない催しもありました。

計13部門に200名以上が参加し、様々な自主グループ結成の機運が生まれました。これ以降、文化祭は毎年秋の恒例行事として定着しました。

昭和48（1973）年、中央公民館が開館した際には、「第9回文化祭―静と動の公民館祭り」と題して、11月18日から25日までの8日間開催しました。新たな部門として、バザーや映画会・音楽祭などが行われ、来場者は3,000名を超えました。

第1回以来途切れることなく続いてきた文化祭ですが、残念ながら「コロナ禍」においては2度の中止がありました。それでも文化の灯は消えることなく、60周年を迎えることができました。芸術の秋、文化祭に足を運んでみてはいかがでしょう？

※今年の文化祭の内容は34頁をご覧ください。



始まった頃の文化祭の様子

▼問い合わせ先＝生涯学習課 文化係 ☎0285(56)3510

## 消費生活センターにご相談ください 消費豆知識 135

### クリーニング受け渡し時には必ず状態を確認しましょう

#### 事例

ジャケットを7か月前にクリーニングに出した。すぐに引き取ったが、出来上がりの状態をよく確認せずにクローゼットにしまった。先月着ようとしたら、シミのような部分が複数あり、着られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えると「6か月も過ぎてから苦情を言われても、引き取った後の事故によるものなのかクリーニング時の処理の仕方の問題なのかどちらかわからない」と言われた。

●クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって発生することもあるため原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。クリーニングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態や処理方法を店舗側と一緒に確認しましょう。

●「クリーニング事故賠償基準」を使用してトラブルの処理をする店舗もあります。が、使用していない店舗もあります。利用する店舗のルールを確認しましょう。

●「クリーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合は、購入時からの経過月数が勘案されるので、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。

※「クリーニング事故賠償基準」は、Sマーク（「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店）、LDマーク（クリーニング生活衛生同業組合の加盟店）のある店舗が使用しています。



▼相談日時＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話＝☎0285(56)9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。